

## 第35号議案

春日市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年3月23日

春日市議会

議会運営委員会委員長 中原 智 昭

### 提案理由

春日市部制条例(昭和47年条例第8号)の一部改正に伴い、常任委員会の所管を見直す必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 春日市議会委員会条例の一部を改正する条例

春日市議会委員会条例(昭和48年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「総務文教委員会」を「総務企画委員会」に改め、同号オ中「教育委員会」を「都市整備部」に改め、同条第2号中「市民厚生委員会」を「市民共生委員会」に改め、同号イ中「健康推進部」を「地域共生部」に改め、同号ウを削り、同条第3号中「地域建設委員会」を「こども文教委員会」に改め、同号ア中「地域生活部」を「協働推進部」に改め、同号ウ中「都市整備部」を「こども支援部」に改め、同号に次のように加える。

エ 教育委員会の所管に属する事項

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第2条各号に掲げる常任委員会(以下「旧委員会」という。)の委員、委員長又は副委員長(以下「委員等」という。)である者は、それぞれ、施行日に、この条例による改正後の第2条各号に掲げる常任委員会(以下「新委員会」という。)の委員等に選任され、又は互選されたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧委員会において閉会中の継続審査又は調査が行われている事件は、それぞれ、施行日に、当該事件を所管することとなる新委員会に付託された事件とみなす。